

# 司法の戦後50年 追及

「横浜事件」遺族が手記出版

## 特高の活動生々しく

「50年」の手記  
きょう地裁に  
再審請求中の元被告の妻



横浜事件

小野貞さん

太平洋戦争中の最大の言  
▲上・神奈川新聞1・  
11付 ▶右・朝日新聞  
3・2付より

専断創刊社 20年、33,000名の指導実績

## 弁護団、意見書を提出

### 検事意見書を正面から論ばく

小野貞さん（今年一月で満八六歳）による第二次再審請求（昨年七月提訴）に対し、昨年一月末、「検事意見書」が提出され、それに対する弁護団側の意見書（反論）が今年三月二日、横浜地裁へ提出されました。

裁判のやり直しを求める再審請求が認められる一つの条件は、「新証拠」の提出です。今回の第二次請求では、細川論文（細川嘉六氏による雑誌『改造』掲載論文「世界史の動向と日本」を「新証拠」としました。というの、故小野康人氏の判決ではその「犯罪事実」として、編集会議で細川論文の掲載を支持し、その校正作業を行なったことが第一に挙げられていたにもかかわらず、かんじんの細川論文が「証拠」として挙

げられていなかったからです。

これに対し今回の「検事意見書」は、原判決ではたしかに細川論文は「証拠」として挙げられていないけれども、これが「共産主義的啓蒙論文」だという評価を下しているのだから、これを「事実認定の用に供していることは明らか」で、したがって細川論文は「新証拠」には当たらない、というものでした。

今回の弁護団意見書は、この「木で鼻をくくった」ような検事意見書に対し、当時の裁判状況と細川論文そのものの詳細な検討結果に立って正面から論ばく・粉砕したものです。ぜひ二・三ページの紹介をお読みください。

第二次再審裁判もいよいよ本格的な審理に入ります。今年度会費納入がまだの方は、ぜひ同封の振替用紙でお願いします。また横浜地裁への署名用紙、新しく作った入会案内・申込み書もどうぞご請求ください。

請求人小野貞さん、86歳、渾身の力こめて執筆・出版  
『横浜事件・三つの裁判』（大川・弁護団）  
（事務局長と共著）  
どうぞご購読を！

# 横浜事件

再審裁判を  
支援する会

## No.27

1995.4.15

〔事務局〕

〒101  
東京都千代田区猿楽町  
1-4-8  
松村ビル402  
☎03-3291-8066

# 検察官意見書に反論する

## 弁護団意見書

●平成七年三月二日  
●横浜地方裁判所  
第二刑事部 宛

### 検察官意見書の要点

検察官の意見書は一ページにも紹介した通り、きわめてそつけないものでした。すなわち、「原判決はその『証拠』欄に掲げられてはいないけれども、裁判所が押収した細川論文を証拠として取り調べ、その内容

を事実認定の用に供していることが明らか」だから、細川論文は「新証拠」に当たらない、というのです。

しかし、これがなぜ「明らか」なのか、その根拠についての説明は全然ありません。細川論文の内容を検討すれば、むしろ逆に、裁判所が細川論文を取り調べていないことが明らかになるか、がわかるのです。

### 「細川論文は調べなかった」と判断する理由

原判決は細川論文を、「唯物史観の立場から社会の発展を説き、わが国の国策も唯物史観の立場から樹立されるべきことを暗示した共産主義的啓蒙論文」と判断し、この論文を押収したと述べています。

ところがその「証拠」欄には、「被告人の当公廷に於ける供述」のほか「予審尋問調書」と「相川博に対する尋問調書」があるだけで、押収したはずのこの細川論文は挙げられていません。

一方、小野康人氏の「犯罪事実」の第一は、この論文を支持し、校正作業をやったこととされています。

つまり、細川論文についての裁判所の判断こそがこの「犯罪」の成否を決定しているわけですから、もし裁判所が同論文を公判廷で「証拠」として取り調べたとすれば、「証拠」

欄に掲げないはずはありません。しかし、判決では掲げられなかった。なぜか。同論文の取り調べはなかったからです。

### 論文は焼却されていた！

ところで、小野康人氏への判決の日付は昭和二〇（一九四五）年九月一五日になっています。八月一五日の敗戦からちょうど一カ月ですが、この間、八月三〇日には連合国軍最高指令官マッカーサーが厚木に着、翌日には横浜に進駐しています。

敗戦からこの半月間、日本の社会は極度の混乱に陥り、裁判所を含む諸官庁において、機密書類、言論弾圧関係書類などの多くが焼却されたことは周知の事実です。

この焼却書類の中には当然、押収物も含まれていたはずで、裁判所の実務の取り扱いから考えると、裁判部の書記が保管していた未済事件のものとは別に証拠品係が保管していた押収物については、未済事件、既済事件の区別をするいともなく、いついそいつい焼却されたものと考えられます。

したがって、九月一五日時点で、押収物中の細川論文は、すでに焼却されていた、と考えられます。

### 証拠調べの余裕はなかった

もう一つ、旧刑事訴訟法では、証拠物の取調方法として、文字で書かれたものが証拠になる場合、被告人が文字が読めないときは、その要旨を告げて理解を求めなくてはならない、と定められていました。その趣旨からすると、読解力のある被告人には、その文字証拠を見せて読ませることが必要になります。

細川論文は約六万字（四百字詰め一五〇枚）ですから、これを読了するのに最低一時間はかかるでしょう。つまり、証拠調べだけで相当の時間が必要となるわけです。

しかし、大慌てで関係書類を焼却した当時の裁判所にそうした余裕があったはずはなく、かりに細川論文が庁内に残されていたとしても、それをわざわざ公判廷に持ち込んで、時間のかかる証拠調べをしたとは考えられません。事件を担当した海野善吉弁護士の残した証言からも、そのことは裏付けられます。

## 細川論文の恐るべき誤読と曲解

さて、原判決は細川論文に対して「共産主義的啓蒙論文」である、と きめつけていました。しかし、実際に細川論文を読んでもみると、これがいかにタメにする評価であることがわかります。

細川論文が発表されたのは、一九四二年七、八月、まさに第二次世界大戦のさなかでありましたが、この二次大戦の背景をなす「世界史の動向」の一つに、植民地における民族主義の台頭がありました。これにインパクトを与えているのが「ソ連の民族政策」だと、細川論文は述べているわけですが、この見解は決して特異なものではなく、たとえば右翼のイデオログであり、東京裁判でA級戦犯とされた大川周明も次のように述べていました。

「現在に於いて、アジア復興の最も重大なる外面的刺激は、実に労働ロシアそのものより来る。世界戦尚未だ酬なりし頃、連合諸国は人道と自由とを口実とし、民族の自決乃至独立等の誘惑的標榜を掲げて、能くアジアの弱小民族を己に加担せしめるに拘らず、戦後に於ける彼等の態

度は、深刻鮮明にその標榜と懸隔せるが故に、今や至処真摯なる国民主義者の道徳的信頼を失い尽くした。而して彼等は唯だボルシエウイキによつてのみ、大いなる希望を鼓舞せられつつある」(『復興亜細亜の諸問題』昭和一四年、現、中公文庫)

細川論文も、これとほぼ同じ文脈で「ソ連の民族政策」を重視しているにすぎませんから、裁判所が実際に同論文を読んでいたとしたら、それが社会主義革命を提唱した論文だなどという評価が出てくるはずがありません。裁判所は細川論文を読まなかった。つまり、証拠取り調べをしなかったのです。

### 「凶器」の取調べを欠いた殺人罪の認定

細川論文は、もともと内閣情報局の正規の「検閲」をクリアして雑誌に掲載されたものです。したがって、治安維持法第一条「国体変革を目的とする結社の活動に資する」ものなどと考える余地は、本来あり得るはずはないのです。

にもかかわらず、小野康人氏には

同論文を支持し、校正をしたことで罪に問われました。しかもかんじんの論文の内容そのものは、判断資料に用いられた形跡がないのです。殺人罪を認定するには、何よりも

### 疑わしきは請求人の利益に

以上述べたように、原判決が細川論文を証拠として取調べていないことは明らかですが、かりに百歩ゆずって、それでもこの取調べの有無については、一件記録が存在しないため確定できないと仮定しましょう。

こういう時、再審請求を受けた裁判所は、どう考えるべきか——。適切な先例として、松尾事件(強姦致傷被告事件)にかかる再審請求事件)に関する熊本地裁の決定(一九八八年)があります。

この再審請求のさい、確定審の事件記録はすでに廃棄されていましたが、弁護人は「犯人の顔を目撃した」証言の信用性を争い、「犯行現場の明るさについての夜間検証」を新たな証拠として申請しました。

それに対し裁判所は、「記録が無いことでは再審請求ができないというのには、請求人の責任ではないのに、請求人に不利益を与えることにな

犯行に使われた凶器の取調べが必要だ。この小野氏に対する判決は、凶器の取調べを抜きにして殺人罪を認定したものといわれても仕方のないものです。

る。そういうことは、再審が誤って有罪の言い渡しを受けた者への救済の制度であることからして許されない」として、「収集できる限りの資料をもって記録の再現につとめ、それを前提に判断するしかない」と、前記「夜間検証」の証拠としての「新規性」を認めたのです。「疑わしきは被告人の利益に」解するべしとの法原則は、当然、再審法理にもつらぬかれねばなりません。

細川論文の証拠としての「新規性」について、検察官はあやふやな推測にもとづいて証拠調べをしたはずと主張していますが、疑わしきことを請求人の不利益に決するなど、あってはならぬことでありましよう。

(文責 事務局・梅田正己)

### 「横浜事件」2度目の再審請求

## 地検が棄却の意見書

戦時中の言論弾圧事件として知られる「横浜事件」で、棄却されるべきだと主張する「横浜事件」の再審請求について、横濱地裁が確定した元改造社出版部員、小野康人さん（故人）の妻貞さん（65）＝東京都江東区南砂＝ら遺族三人が、棄却されるべきだと主張する意見書を横濱地裁に提出した。

地検はこのほど、「無罪を言い渡すべき明確な証拠を新たに発見したとは言えず、棄却されるべき」との意見書を横濱地裁に提出した。

意見書によると、「同法違反の根拠となった『共産主義的啓蒙論文は構間に

▶『毎日新聞』神奈川版1月6日付

### 横浜事件 検察意見書に 弁護団が反論

戦時中最大の思想弾圧事件「横浜事件」の再審請求をめぐる、請求人側の弁護団は二日、請求棄却を求めた検察側意見書に対する反論意見書を横濱地裁に提出した。

反論意見書は、「原判決は証拠欄に掲記がなくても、細川論文を証拠とした

ことは明らか」とする検察側意見書について「その根拠が説明されていない」と指摘。さらに原判決の事実認定が細川論文の内容と掛け離れている点などを挙げ、再審の合理性をあらためて主張している。

横浜事件の再審は「元改造」編集者で有罪判決を受けた故小野康人さんの妻貞さん（65）＝東京都江東区＝ら遺族三人が昨年七月、横濱地裁に請求した。小野さんが校正に協力した故細川嘉六氏の論文が新証拠として認められるかどうかが大

▲『神奈川新聞』3月3日付

▼『毎日新聞』神奈川版1月11日付

## 弾圧への怒り手記に

### 再審請求の小野貞さん

戦時中の大規模な言論弾圧事件として知られる「横浜事件」で二度目の再審請求を横濱地裁に起こしている東京都江東区の小野貞さん（65）＝写真＝が、事件の経緯や再審請求への思いを手記にまとめ「横浜事件―三つの裁判」として出版されたことになった。本は二、三日中に店頭に出るといふ。小野さんは「事件のねつ造がやみに葬られてしまう。戦後五十年を迎えるが、私たちが戦争は終わっていない」と、この本を同地裁に提出して再審開始を訴える。

## 「横浜事件」 三つの裁判」出版

横浜事件は一九四三年から四五年にかけて、雑誌「改造」に論文を掲載した細川嘉六氏（故人）のほか、六十数人の研究者、編集者らが共産主義活動、宣伝の疑



いで眞警特高課（当時）に逮捕され、起訴された三十数人のうちほとんどが治安維持法により有罪となった事件。

貞さんの夫康人さん（故人）は、細川氏の論文「世界史の動向と日本」を掲載することに賛成し共産主義意識の啓蒙を図ったなどとされ四五年九月、一回だけの審理で横濱地裁で同法違反の懲役二年、執行猶予三年の有罪判決を受け確定した。

康人さんは、判決後貞さんに「茶番劇裁判だ」と怒って話したという。八六年に九人が横濱地裁に「判決は構間による自由に基づいたものだ」などとして再審を求めたが、「敗戦直後の混乱で事件記録は焼却されたことがうかがわれる」と記録のないことを理由に棄却された。

昨年七月二度目の再審請求をした貞さんは、「共産主義者ではない夫が事件を国にねつ造され、焼いて記録をなくしたにもかかわらず裁判で有罪判決を受けた。何を根拠とする有罪なのか。裁判所が有罪取り消しを公表しない限り、事件の真相から遺児たちを救えない」と語る。

B六判百三十四号で千三十円。高文研から。

小野 貞さん・大川隆司 弁護士事務局長 の新著

# 横浜事件・三つの裁判

## 司法の歴史責任を問う執念の労作

第二次再審の請求人、小野貞さんは今年一月で八六歳を迎えられた。そのような高齢でありながら、横浜事件の虚構性を打ち砕くために三年がかりで諸資料を読み返し、分析して本書を執筆されたその執念と、明晰な頭脳の働きに、改めて驚く。

本書は、この小野さんの労作と、大川隆司・弁護士事務局長による論文「戦時下の言論と第二次再審」、それに「第二次再審裁判請求書」の三部からなっている。

### ◆事件「捏造」のからくり

第一次再審が最高裁で棄却になったあと、弁護士と支援する会では新資料の発掘のために研究会を重ねたが、その過程で古川純、古関彰一両教授、松村ジャネスさんらにより新しい資料がもたらされた。

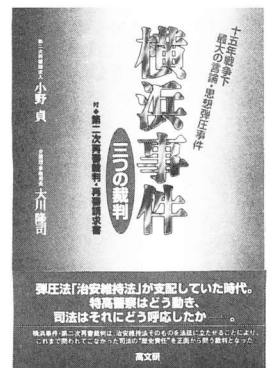
小野さんの労作は、既存の資料に加え、これらの新資料を読み込ん

で、国家権力による事件「捏造」と「もみ消し」の実態を解き明かしたものである。事実（資料）にもとづく論理的な追求のプロセスは、謎と似てスリリングである。

その一つ。小野さんは『特高月報』昭和一九年八月号の「神奈川県に於ける左翼事件の取調状況」を何度も読み、そこに重大な欺瞞記載のあることに気づく。問題の細川嘉六論文「世界史の動向と日本」を雑誌『改造』に掲載するさいの編集部内の動きを記したくだりである。

「検閲経過に付ては、編集会議に於て種々協議を行い、事前検閲に出すことは却つて注意を惹くべきことを懼れて之を避け、編集長中心となりて数箇所の削除訂正を加え、掲載したるものなり」

当時の検閲体制の下で、事前検閲をぬきにして出版できるはずはない。小野さんはこれに、故青山誠治



氏の『横浜事件・元「改造」編集者の手記』を対置する。そこには、内閣情報局雑誌検閲課に同論文を提出、校了ぎりぎりになって「許可」の印を押された校正刷りが戻ってくる経過が、リアルに描かれている。

『特高月報』のこのくだりは、特高の記述ミスではなく、犯罪「捏造」の意図で偽りを記述したものである。小野さんはこのくだりに相応する箇所を、相川博手記の中に発見する。細川論文の担当編集者として、鶴見署ですさまじい拷問を伴って作成された「相川手記」には、編集部内で「検閲回避」が相談され、実行されたという会話体まじりの「創作」が記されている。

### ◆事件「もみ消し」の犯罪性

以上は、事件「捏造」の一つの証明であるが、五〇年前の敗戦時の記録焼却（証拠湮滅）は、事件の「も

み消し」になる。「記録の不在」は第一次再審裁判での最大の「棄却」理由とされたが、小野さんは敗戦時の二週間、横浜地裁の中院で裁判所自身の手によって資料がえんえんと焼かれた事実を、いくつもの目撃証言によって浮かび上がらせている。

事件「もみ消し」の犯罪性についての小野さんの指摘は、今回の検察官意見書に対する弁護士団の反論の中にも生かされている。

### ◆細川論文への新たな視点

大川論文は、問題の細川論文を、満州事変当時の石橋湛山論文、日中全面戦争段階の矢内原忠雄論文と歴史的に対比した興味深い論文である。

戦後五〇年の今も「大東亜戦争」はアジア諸民族の「解放戦争」だったという説が絶えないが、それならば「民族自決」を説いた細川論文がどうして治安維持法違反に問われたのか、という大川論文の指摘は、まさに「頂門の一針」である。

なお、歴史用語や固有名詞には、全体にわたって編集部による丁寧な〈注〉がつけられ、とくに若い読者には格好の入門書となっている。

（支援する会）橋本 進

# 小冊子 『治安維持法』と『横浜事件』 をご活用ください

『横浜事件』は、治安維持法の下での最大の言論弾圧事件でした。

九年前、この事件の関係者は、「国家秘密法」が国会で審議されようとする状況の中で、『横浜事件』のような言論弾圧を繰り返してはならないという強い思いで、再審請求を行いました。この請求は、横浜地裁、東京高裁、そして最高裁と棄却されました。

その後、請求人、弁護士、支援する会ではさまざまな調査と議論を重ね、再度、再審請求を行うことになりました。

今回の第二次再審請求は、小野康人氏の一件を突破口にしようというものです。小野氏の場合は、判決書や予審終結決定書といった書類が現存しているためです。ここでは、細川嘉六氏の戦時下の論文「世界史の動向と日本」が新証拠となります。当時の治安維持法に照らして、細川論文は違法だったのか。はじめて、「治安維持法」そのものが法廷で俎上にのせられます。

この冊子は、第二次再審の実現をめざすために一九九四年五月二〇日に行った集会「治安維持法と横浜事件」の記録を『支援する会』事務局でまとめたものです。

まず、大川弁護士事務局長が「第

二次再審請求の切り口」の中で、小野さんの有罪判決の二つの事由が挙げられています。細川論文を雑誌『改造』に掲載するために、編集会議での提案に賛成し、その校正作業に従事したこと、また、細川氏逮捕後、留守宅に二〇円カンパしたことが、当時の「治安維持法」に照らしてみて果たして有罪なのか、今回の再審請求の切り口を明らかにします。

今井清一先生の「現代史の中の治安維持法」では、世界的にみても近代希にみる悪法といわれている「治安維持法」、その成立の一九二五年前後の時代背景と、戦争末期に特に猛威を振るったその役割を解き明かします。

奥平康弘先生の「治安維持法と横浜事件」では、「治安維持法」の拡大解釈が横行し、改悪が重ねられ、軍部の弾圧が進行していく。その時期に起こった象徴的な事件が『横浜事件』であった。今回の再審を契機にして、この悪法の罪を明らかにし、当時も、また今日までも人権を蹂躪してきた「司法」の責任の重さが論じられています。

ここでは、便宜上、講演の順序を入れ替えて、報告集としました。『横浜事件』について考え、また、『横浜事件』について多くの方々を知っていただくためにご活用ください。

横浜事件・再審裁判を支援する会  
事務局

◆頒価は1部、500円です。郵送の場合は送料とも700円を「支援する会」事務局宛お送りください。（同封の振替用紙をご利用ください。）



## 平館とし子さんをお悼んで

第一次再審の請求人のお一人だった、平館利雄さんがお亡くなりになったのは、四年前の一九九一年の四月二六日でした。その夏に夫人のとし子さんをお訪ねして、平館さんが横浜事件で特高に連れてゆかれた日のことや笹下の拘置所に差し入れに



ゆかれたこと、また戦時中の疎開のことなどをいろいろうかがいました。夫人は平館さんのご遺志を継がれ、再審請求人のお一人として、第二次再審に向けての支援する会の研究会にもご出席下さいました。

その平館とし子さんが、この一月一二日の朝方、心不全でお亡くなりになりました。享年八六歳でした（斎場の関係で告別式は一月一七日に行なわれました）。

夫人はご長男の孝雄さんご一家と立川市にお住まいでした。三月九日に平館家をお訪ねして奥様の美佐子さんにお話をうかがいました。とし子夫人は昨年秋頃より、歯が悪くな

り、美佐子さんがお作りになるやわらかいものしか召し上がり、食欲をなくされていたようです。また以前はお元気で散歩などしておられたのですが、転んで手を少し傷められました。転んだことに大きなショックを受けられて以来、外出されなくなり、そのうち新聞やテレビも見なくなってしまうわられたということでした。

一番下の娘さんが八王子にお住まいで、お正月を娘さんと過ごされ、一月五日に戻られて、これといった病気もなかったそうですが、一週間後にお亡くなりになったということです。

「やっと合う入れ歯が出来ましたのに役に立ちませんでした」と、美佐子さんはおっしゃっていました。四年前、私がとし子さんにお会い

した頃、孝雄さんのおすすめで、自史を書いていらっしやるとお聞きしていましたので、そのことを美佐子さんにおたずねしたところ、「だいが書き進んでいるようでした。読んでみて横浜事件関係の箇所がありましたら、コピーをしてお送りしましょう」とおっしゃって下さいました。

告別式の日の一月初七日といえは阪神・淡路大震災の日です。告別式を終えて帰宅後、大震災を知り「これも何かのご縁でしょう」と思っています、香典を寄附させて頂きました」とのことでした。

横浜事件を生きた平館利雄さん・とし子さんご夫妻のご逝去を心より惜しみますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

事務局・金田富恵

## 会員の声

事務局へお寄せくださったお便りを紹介させていただきます（文責 事務局）。

▼権力による歴史的な犯罪をただすため、最後までたたかいぬきましょ

う。みなさまのご健康を切に祈ります。（渡辺 等）

▼会費とパンフ代を送ります。「村井家の人々」はどうせ当日に行っても入れるだろうと思って（青年劇場、その他関係者のかたがたごめんなさい）、計画していません。と、NHKで放送するではありませんか。まずい、と思ってもあとのまつ

り。「券はありません」でした（放送だけが原因ではないでしょうけれど、楽しみにしていたのに、とても残念です）。多くのかたに観ていただき、知っていただいたのはうれしいのですが、でもなんだか悔しい（封筒、ゴム印から印刷になりましたね）。

▼いつもお世話になってます。本

年もよろしくお願い致します。（小野 新一）

▼期待していた社会党の裏切りにより民主主義の運動はますますやりにくくなるでしょう。しかし今やらなければと思います。困難にめげずガンバリましょう。（中村 速男）

▼何のお力にもなれず恐縮です。今年退職して、戦後のことなど、私な

りに反省しております。(山田 猛)  
 ▼会費とカンパを送ります、さいごまで努力を続けましょう。

(近藤 正巳)  
 ▼会費をお届けします。貴運動の発展と成功とを念じております。

(伊藤 昌太)  
 ▼会費の残りをカンパにいたします。よろしく。(鈴木 龍治)

▼青年劇場の「村井家の人々」残念ながら出かけられませんでした。七千人ではなく七万、七〇万の人々に観て欲しかったですね(私自身行けなかつたくせにですが)。向寒のおり、皆様お身を大切になさいます様に。(井上 ケイ子)

▼再審をかちとるため敗戦五〇周年をたたかいぬきましよう。(石尾 実長)たたかいますが、がんばって下さい。(河合 郁子)

▼青年劇場の力強い協力を知り我が事のようにうれしく思いました。NHKのニュースでも五分以上の報道があった由、改めてマスコミの力を思い知らされます。今度は民放(例えば六チャンネルの報道特集など)でもとり上げてほしいです。そして微力な私でも出来る、ささやかな協力は、すばやくテレビ局に対して葉書で感想を書き送ること。次の機会

にはアンテナをしつかり立てておいで実行しようと思えます。「村井家の人々」の再演が待たれます。

(山崎 義子)  
 ▼息の長い闘いになるようですね。年末の忙しさにまぎれて遅延しました。悪しからず、残りはカンパです。

(小平 克)  
 ▼御苦勞様です。会費とカンパです。よろしくお願います。(橘 祐典)

▼会費送ります。皆さんの頑張りには頭が下がるばかりです。私も何かお手伝いと思っても、体調をくずして現在とはとにかく健康になることを第一に暮しています。今後のご健闘をお祈り致しております。(岡田 富久子)

\* \* \*  
 ●事務局だより  
 ◆二月十日、出版労連第八三回臨時

大会に小野貞さんが出席され、第二次再審請求に至った心境を語ったあと、その支援を出版に働く人たちに訴えました。会場では小野貞さんと大川隆司弁護士の共著『横浜事件・三つの裁判』も販売されました。新規加入や会費更新の続ききをして下さった方は十二名でした。

◆三月二五日には神奈川近代文学館での横浜ペンクラブ主催の会合で、

小林英三郎さんが「五十年目の横浜事件」ということで講演されます。小林さんは第二次再審請求に対する

検事の意見書、裁判所のこの間の対応などについて、お話をされます。

◆川田定子さんに、その後のご様子うかがいがてら、事件当時の思い出など、会報に何かお原稿をとお願いしてみました。とてもお元気の様子で、原稿の努力を約束して下さいました。

◆横浜事件の元被害者で、支援する回にも当初から会員になっていただいていた高木健次郎さんが一月十一日に亡くなりました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

◆二月末日現在で、会員状況は次の通りです。  
 会員数 二七四名二八六口(個人) 七団体一三口(団体)

発足当時と比べて、約半数に減少しています。未更新の方には振替用紙を同封いたしますので、続ききかどうかよろしくお願います。  
 なお、第二次請求に際し、新しく新規会員お誘いのチラシを作りました。会員の拡大とあわせて、署名運動のほうも引き続きご協力をお願いいたします。チラシと署名用紙を同封しました。

●カンパを寄せてくださった方々  
 〔94年11月〕市毛澄枝  
 〔12月〕木下忠司 野々村徹 三渡

章高 南部正男 戸部宗七郎 森田敏彦 実方義雄 斉藤みえ子 中村速男 小野新一 松岡喜美栄 中村正美 桑原英武 荒牧三恵 出版労連 山田猛 田浦勉 石尾実 鈴木龍治 近藤正巳 千葉良信 深代典子 藤井良平 木口和夫 梅田正己 春名徹 小木宏 鳥飼令子 久保倉可子 河合郁子

〔95年1月〕山崎義子 佐川隆彦 岩波労組 小平克 橘祐典 田口信行 石原春男 青山房子  
 〔2月〕池田剛

会費更新をよろしく!!

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402  
 横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 00130-7-150641  
 振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店  
 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」